

## 就学前施設給食費無償化事業の対象児童について（令和8年4月～）

区分	対象施設		給食費の無償化対象			無償化に係る保護者の手続き
			0歳児～2歳児	満3歳児 ※1	3歳児～卒園 ※2	
幼稚園タイプ	①	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	—	無償化 ※3 (月額上限6,800円)		なし（ただし市外の施設を利用する場合は必要）
	②	新制度未移行幼稚園	—	無償化 ※3 (月額上限6,800円)		なし（ただし市外の施設を利用する場合は必要）
保育園タイプ	③	保育園 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所）	対象外		無償化 ※4 (月額上限7,900円)	なし（ただし市外の施設を利用する場合は必要）
認可外などのタイプ	④	企業主導型保育施設 認可外保育施設 多様な集団活動事業施設	対象外		無償化 ※4 (月額上限7,900円)	なし（ただし市外の施設を利用する場合は必要）

※1…3歳になった日から最初の3月31日まで

※2…3歳になったあとの最初の4月1日から小学校就学前までの3年間

※3…預かり保育時間中のおやつ代等は給食費無償化の対象外

※4…延長保育や一時預かり時間中のおやつ代等は給食費無償化の対象外

### Q1. 給食費無償化の対象となる経費は？

保護者が現に負担する対象児童の給食費（施設が在籍児童に対し、通常の教育・保育時間中に提供する主食及び副食に係る経費）です。よって、預かり保育や延長保育、一時預かり時間中に提供するおやつ代等は対象外です。

### Q2. 給食費無償化に係る助成金の額は？

1月当たりの助成金の額は、対象児童が幼稚園タイプの場合は、保護者が施設に対して支払うべきその月の給食費の合計額と6,800円を比較して少ない方の額。対象児童が保育園タイプ又は認可外などのタイプの場合は、保護者が施設に対して支払うべきその月の給食費の合計額と7,900円を比較して少ない方の額となります。

### Q3. 助成金の支払方法や支払時期は？

支払方法は、施設が給食費を保護者から徴収しない場合に、給食費相当額を市から助成金として受け取る「代理受領（市→施設）」という方法と、保護者が施設に給食費を支払った後に、保護者からの請求に基づき、市が保護者に対して助成金を支払う「償還払い（市→保護者）」という方法の2種類があります。対象児童が市内の施設を利用している場合は「代理受領（市→施設）」、市外の施設を利用している場合は「償還払い（市→保護者）」となります。また、支払時期は、「代理受領（市→施設）」は2か月分ごと（年6回支払い）、「償還払い（市→保護者）」は半年分ごと（年2回支払い）となります。